

お客さま各位

成分規制による一部 CBD 製品の処分のお願い

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

23年9月7日

平素は当社店舗をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、2023年8月31日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）において「指定薬物」を新たに指定する省令が公布され、2023年9月10日に施行されます。施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品の製造・輸入・販売・所持・使用等が原則禁止となり罰則の対象となります。

つきましては、以下をご確認いただき、該当製品をお持ちのお客さまは、2023年9月9日までにご自身で処分をしていただきますようお願い申し上げます。

■今回指定された物質群に包括される物質を含む製品のうち、当社店舗で販売が確認されたもの
+WEED フルスペクトラムシリーズ・アイソレートシリーズ
GREEN BULLDOG フルスペクトラムシリーズ
GRASS BEAUTE アイソレートシリーズ
CBD ハーブスティック オリジナル CBD5mg

■今回指定された物質群に包括される物質

- ・THC-V（テトラヒドロカンナビバリン）
- ・THC-B（テトラヒドロカンナビトール）
- ・THC-H（テトラヒドロカンナビヘキソール）
- ・THC-P（テトラヒドロカンナビフォール）
- ・THC-JD（テトラヒドロカンナビオクチル）

※いずれも物質群1（ $\Delta 9$ -）、物質群2（ $\Delta 8$ -）の2物質群



※画像は一例です

■処分方法

- ・処分方法がご不明の場合はお住いの自治体にご確認ください。

本省令施行後の所持、使用等におけるトラブルなどにつきましては当社では一切の責任を負いかねます。お客さまへはご不便をおかけしてたいへん申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■今回指定された物質群に包括される物質を含む製品の販売が確認された店舗の運営法人
株式会社ドン・キホーテ、株式会社長崎屋、UD リテール株式会社、株式会社橘百貨店